

club-G 使用規定

2026年1月1日改定

料金システム

基本会場使用料	区分	使用時間	料金
	月～木曜日	10:00～22:00	286,000円(税抜260,000円)
	金・祝前日	10:00～22:00	297,000円(税抜270,000円)
	土日・祝日	10:00～22:00	330,000円(税抜300,000円)

- 基本料金には、舞台・音響・照明の基本設備使用料と音響・照明各1名の立ち会い人件費が含まれます。
- 来場されるお客様から、入場時にドリンク代 600円(@1名/税込)を別途頂きます。ドリンク代保証 100名分(100名に満たない場合は別途差額を頂きます。)
- 使用時間には、仕込み・搬入出・会場準備・リハーサル・会場の原状復帰等の時間も含まれます。
- 音止めは21時までとさせていただきます。(厳守)
- 上記時間帯以外の使用に関しては、申し込み時にご相談ください。
- 基本時間をご利用で延長使用の場合は準備、設営、撤去に関わらず、別に定める時間外延長料金を申し受けます。ただし、時間外使用は事前に担当者の承認を受けた場合に限ります。

追加技術人件費	区分	料金
	音響 オペレーター	36,300円(税抜33,000円)
	照明 オペレーター	36,300円(税抜33,000円)

- 追加技術人件費は本番オペレートが長時間に亘る公演や、出演バンドが多数の公演の際に必要となる場合があります。

キャンセル料

- 契約成立以降のキャンセルについては以下のキャンセル料をご負担いただきます。

使用日の2か月前までのキャンセル料	使用料の50%
使用日の2か月前以内のキャンセル料	使用料の100%
- 災害その他の不可抗力によりホールの使用が不可能になった場合は、既にお支払い頂いた料金はお返ししますが、催物の中止に伴う損害については一切補償致しません。

会場図面、音響・照明機材リスト、備品リストについて

- 会場機材・備品をご使用の際はお打合せ時にお申し込みください。
- 会場機材・備品の詳細は別途資料をご覧ください。(会場機材・備品の使用に際しては一部使用料金が発生します。)

club-G 使用規定

2026年1月1日改定

お申込みからご契約まで

- お申込みは 12 か月前から受け付けます。
- お申込みの際、催物の目的、内容をお示しください。
※催物の目的・内容によってはご使用をお断りする場合もありますのでご了承ください。
- お申込みいただいた日程の予約有効時間は受付日から 2 週間となります。期間内にご決定か否かをお示しください。
- 弊店が契約書及び予約金を受け取った後、ご連絡を致しますのでその時点で予約完了とさせていただきます。
- 時間外延長料、付帯設備等の諸費用分につきましては、開催終了後にお支払いください。

正式使用承認について

- 使用申請書に必要事項をご記入の上、予約金(基本会場費の 50%)を弊店より発行する請求書の納入期限までに指定金融機関にお振込みください。
振込手数料は御社負担となります。
- 基本会場使用料の残金や付帯設備の使用料金等は開催終了後にお支払いください。

使用前の打ち合わせ

- 催物の内容によってはご使用をお断りする場合もあります。
- 音響・照明の立ち合いの下での事前打ち合わせ・下見等は料金が発生する場合がございます。申込時にご確認ください。
- 音楽を使うときに著作権料が必要となる場合には、主催者が直接 JASRAC(社団法人日本音楽著作権協会)との手続きをしてください。
- 付帯設備等ご使用の場合、担当者の指示に従い、所定の収納スペースに片づけてください。
- 入場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備整理、盗難・事故防止は使用者で行ってください。会場使用に伴う人身事故及び展示物の盗難事故に関しては、弊店一切の責任を負いません。
- ご使用期間中、責任者は必ず会場に常駐してください。
- その他使用に関しては、担当者と協議・相談の上、その指示に従ってください。
- ご使用中に、会場、付帯設備、備品等を破損、汚損、又は紛失した場合は善意悪意・過失の有無を問わず実費をご負担いただきます。
- 主催者はあらかじめ非常口の所在、避難扉の開き方を確認し、非常事態に備えてください。

club-G 使用規定

2026年1月1日改定

譲渡について

- 会場使用の権利を譲渡、又は転貸することは禁止といたします。

利用申し込みのお断り、使用承認の取消、利用停止について

利用申し込みに際して、利用者が下記事項に該当しないことを保証できない場合は、申し込みをお断りいたします。また、使用承認後に下記事項に該当すると弊店が判断した場合には、利用者に対し、使用承認の取り消しや、会場使用中においても、利用を停止させていただくことがあります。

尚、かかる利用の取り消し等の結果、利用者に損害が生じる場合があっても、弊店は一切の責任を負いません。

- 使用申込書に虚偽の記載があること、もしくは利用内容が承認を受けた内容と異なることが認められ、または予想されること。
- 地震・災害その他の不可抗力によって会場の利用が困難、もしくは危険と判断されること。
- 利用者もしくはその関係者が違法行為もしくは公の秩序・風俗を乱す行為をおこない、またはその恐れがあること。
- 利用者が弊店の使用規定を遵守しないこと。
- 利用者が、(a)暴力団または暴力団員(過去5年以内に暴力団員であった者を含む。以下同じ)、(b)暴力団員が役員であるか、又は実質的に経営を支配している者、(c)暴力団又は暴力団員との間で資金提供、威力等の利用、交際その他密接な関係を有する者、(d)その他、暴力団に準ずる反社会的勢力、のいずれかに該当すること。

上記の使用取消・利用停止の場合、既納の会場使用料は返還できませんのでご承知おきください。

但し、(2)の事由による場合のみ、弊店はその全額を返還します。その場合、新たな使用日については事情に応じて可能な限り変更の取り扱いは致しますが、変更の保証はできません。また、使用日の変更のために利用者に生じた損害の賠償は致しません。

音止めについて

- 音止めは21時厳守とさせていただきます。

搬入出について

- 搬入出で使用するエレベーターは手動操作が必要です。必ずスタッフの立ち合いの下、作業を行ってください。

※エレベーター寸法(mm) 内寸:(750)×(1980)×(1050)

耐荷重:60kg

club-G 使用規定

2026年1月1日改定

楽屋の使用について

- 楽屋は大勢の方が利用しますので、丁寧に利用してください。
- 楽屋に備付けの椅子、机、冷蔵庫等の備品はご自由にお使いいただけますが、退館時には原状に戻してください。
- 楽屋内の備品を破損、汚損、または紛失した場合は必ず会場責任者に報告し、その指示に従ってください。
- 楽屋内での喫煙は固くお断り致します。

会場内の掲示物について

- 看板・ポスター・チラシ等の掲示についてはあらかじめ、会場責任者の了承を必要とし、所定の場所以外への掲示はお断りいたします。
- 終了後は担当者の指示に従い、撤去し、原状に復旧してください。

会場時の人員体制について

- ドリンク代の徴収に関しては club-G のスタッフが行います。
- 客列整理、呼び込み、チラシ配布、関係者受付に関しては利用者側で人員を手配ください。

ゴミについて

- 会場使用中に発生したごみは基本全てお持ち帰りください。
※ただし、カン、ペットボトルに関しては、きちんと分別されている場合のみお受けします。

損害について

- 使用期間中（準備・撤去・搬入出期間を含む）に、以下の事態（以下「事故等」といいます）が発生した場合、利用者は速やかに当社へ詳細を報告するものとする。
 1. 事故
 2. 建造物・設備・備品その他の毀損・汚損・破損
 3. 物品・展示品等の紛失・盗難
 4. その他人的・物的な損害
- 当会場側に重大な過失がない限り、弊店は事故等に関して一切の責任を負わない。
- 主催者・催事関係者のみならず来場者の行為に起因する事故等についても、利用者（主催者）の責任および費用負担において処理し、弊店が被った損害については賠償するものとする。

club-G 使用規定

2026年1月1日改定

- 使用者が本施設の会場、付帯設備、備品等を破損、汚損または紛失した場合には、善意・惡意または過失の有無を問わず、使用者は当該損害の実費を負担するものとする。
- 本使用規定または使用細則に違反した場合、弊店は損害賠償を請求することがある。
- 使用終了時には、会場および付帯設備を速やかに使用前の状態に原状回復のうえ、弊店へ引き渡すこと。
 1. 使用承認の取消しや利用停止を受けた場合も同様とする。
 2. 引渡しが完了するまでの期間については、利用料金が発生する。

その他の注意事項

- 諸道具類の搬入出はご使用者側の責任において実施してください。リフトを使用する際には会場担当者の指示に従ってご利用ください。
- 入場者の飲食物の持ち込みは一切禁止とさせていただきます。 イベント内容によって、弊店で用意のできない物についてはご相談ください。
- 施工物、商品、什器等の搬入出は指定の搬入搬出口をご利用ください。
- 持ち込み器具、ポスター、看板類等はご使用者側の管理の下、終了後は撤去願います。
- 終了後は、ご使用者側において清掃し、ごみは全てお持ち帰りください。
※ただし、カン、ペットボトルに関しては、きちんと分別されている場合のみお受けします。
- 広告類の配布や看板等の掲示は、所定の場所に限ります。
※配布・掲示前に会場担当者にご相談ください。

その他

本規定上、「利用者」は表面申込者と主催者の双方を指すものとし、両者は連帯して本規則上の義務を負うものとします。